

人権擁護委員 ～ 地域で活動する相談パートナー ～

みなさんは人権擁護委員をご存じでしょうか？人権擁護委員は、法務大臣から委嘱された民間のボランティアの方々で、地域の方からの人権相談や、人権の大切さを知ってもらうための啓発活動を行っており、福智町内にも男性2名、女性4名 計6名の人権擁護委員が在籍しており、福智町の人権を守るために、様々な活動を行っています。お悩みをお持ちの方で、「直接会って、じっくり話を聞いてほしい」「地域の事情に寄り添ってほしい」という方は、人権擁護委員に相談してみるのもひとつの方法かもしれません。

人権擁護委員の活動内容

人権相談

面談、電話、そして小中学生を対象としたSOSミニレター。そして福智町社会福祉協議会が主催する「心配ごと相談」に特設人権相談の窓口を設け、人権に関する相談に応じています。「心配ごと相談」の開催日時、場所については広報紙「情報ひろば」にてお知らせしております。



調査救済

「人権を侵害された」という被害者からの申告を受け、法務局職員と協力して調査に当たります。人権相談から救済手続を開始する場合もあります。

人権啓発

お互いの人権を尊重し合うことの大切さを伝えるために、様々な活動をしています。



人権の花運動

子どもたちが協力して花を育てることを通じ、命の大切さ、思いやりを育むことを目的に実施しています。



人権教室

人権擁護委員が学校から依頼を受け、学校へ行き、児童・生徒を対象にした授業を行います。



全国中学生人権 作文コンテスト

時代を担う中学生が、日常生活で感じた人権に関する作文をすることで、人権尊重についての理解を深め、豊かな人権感覚を身につけることを目的とするものです。人権擁護委員は多くの作品の中から選考を行います。令和7年度のコンテストでは3名の生徒さんが福智町部門で受賞いたしました。

人権作品の展示

福智町の小・中学校、義務教育学校の児童、生徒さんたちが制作した人権作品を福智町コスモスコミュニティセンターにて展示いたします。ぜひ、色とりどりの素晴らしい作品たちをご覧ください。

作品展についての問い合わせ先

福智町教育委員会 生涯学習課 ☎ (0947) 22-1521

誰もが自分らしく、笑顔で暮らせる社会をつくるために、人権擁護委員は日々活動しています。もしあなたが、日常生活の中で不安に思うことや、不当な扱いをされると感じる事があれば、こういった相談先もあるのだということ、今回ご紹介させて頂きました。人権擁護委員に話を聞いて欲しいという方は、「心配ごと相談」をご利用いただくか、または人権推進課にまでご連絡ください。また、人権擁護委員についてもっと知りたい、という方も、人権推進課までご連絡ください。

問い合わせ先：人権推進課 ☎ (0947) 22-7764

12月4日[金]～12月10日[木]は 人権週間です。

人権週間とは

国際連合は1948年(昭和23年)12月10日、世界における自由、正義及び平和の基礎である基本的人権を確保するために、世界人権宣言を採択しました。また、1950年(昭和25年)12月4日の国連総会で、12月10日を「人権デー」と決めました。日本ではその人権デーを最終日とする1週間、12月4日から12月10日を人権週間と定め、全国で人権尊重を呼びかける様々な取り組みが行われます。

私たちの周りにも様々な人権問題が存在しています。こうした問題について、正しい知識と理解を深めることが大切です。

電話相談窓口

もし、あなた自身や身近な人の人権が傷つけられたとき、安心して相談できる窓口があることをご存じですか？ひとりで悩み続けていると、問題がどんどん大きく見えてしまうものです。「ちょっと話を聞いて欲しい」という気持ちで

も大丈夫です。お電話で相談できる窓口をご紹介します。「まずは匿名で話を聞いてほしい」「外出せずに今すぐ相談したい」という方におすすめです。顔が見えないからこそ、安心してお話できることもあるかもしれません。

様々な人権問題についての相談はなんでも

みんなの人権 110 番

☎ 0570-003-110

いじめ・虐待など子どもの人権問題に関する
相談はこちら

子どもの人権 110 番

☎ 0120-007-110

人権擁護委員の 本田 美津江さんが受章

今年の4月、人権擁護委員の本田 美津江さんが藍綬褒章を受章しました。平成19年から町の人権擁護員を務める本田さんは、近隣問題や金銭トラブル・子どもの問題など、さまざまな相談を日々受け付けています。



電話相談の他にも、
あなたの相談に応じる
身近な場所があります。

人権擁護委員
本田 美津江さん

